

職業安定分科会(第 223 回)	資料6
令和8年3月 27 日	

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案概要

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

- 1 雇用促進計画を活用した雇用に関する援助の対象期間の延長
雇用促進計画を活用した雇用に関する援助の対象期間を令和十四年三月三十日まで延長すること。(附則第八条関係)
- 2 雇用促進計画の様式の変更
様式第五号の第一面、第二面及び第三面を改める。(様式第五号関係)
- 3 施行期日等
この省令は、令和八年四月一日から施行する。(附則第一条関係)

令和8年度税制改正に伴う労働施策総合推進法施行規則で定める様式等の改正案(予定)について (ご報告)

1. 令和8年度税制改正の大綱(令和7年12月26日閣議決定)において、令和7年度末で適用期限を迎える内閣府所管の「地方拠点強化税制※」の延長と税制の見直しが決定された。

(※)「地方拠点強化税制」は、**地方創生を目的**として平成27年度に創設。令和6年度税制改正を踏まえ、現在は、東京23区にある本社機能の地方移転(移転型)、又は地方にある本社機能の拡充(拡充型)を進めるインセンティブとして、**施設の設備投資に係る減税措置(オフィス減税)**と、**地方での雇用創出に係る減税措置(雇用促進税制)**を実施。地域再生法第17条の2第3項による地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業主が対象。

2. 令和8年度税制改正における主な改正内容は以下のとおり

企業の地方移転等を促進し、地方における良質な雇用創出を更に後押しするため、

- ① 税制の適用期限について2年間延長(令和10年3月31日まで)。
- ② オフィス減税について、**事業主都合の離職がないことを適用要件**とした上で、中古資産の購入・改修を新たに対象に追加。雇用促進税制を統合し、**一定の雇用者数の増加による上乗せ適用措置**を創設。

令和7年度まで	整備計画認定期限：令和8年3月31日	令和8年度税制改正大綱	整備計画認定期限：令和10年3月31日												
建物等の取得価額に対して税額控除等(オフィス減税) 税額控除：7% (移転型) or 4% (拡充型) または、 特別償却：25% (移転型) or 15% (拡充型)		建物等の取得価額に対して税額控除等(オフィス減税) 税額控除：7% (移転型) or 4% (拡充型) または、 特別償却：25% (移転型) or 15% (拡充型) ※事業主都合の離職がないこと(人員整理等による解雇に限る)													
増加した従業員に対して税額控除等(雇用促進税制) 税額控除 1人当たり最大90万円(移転型) or 最大30万円(拡充型) ※事業主都合の離職がないこと		一定の雇用者数増加等※による上乗せ措置 税額控除：8% (+1%) (移転型) or 5% (+1%) (拡充型) または、 特別償却：25% (±0%) (移転型) or 20% (+5%) (拡充型) ※要件 大企業：特定業務施設で増加した従業員 60名以上増加 等 中小企業：特定業務施設で増加した従業員 20名以上増加													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用促進計画提出件数(件)</td> <td>54</td> <td>56</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>適用実績(件)</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>		令和4年度	令和5年度	令和6年度	雇用促進計画提出件数(件)	54	56	41	適用実績(件)	8	6	7		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度												
雇用促進計画提出件数(件)	54	56	41												
適用実績(件)	8	6	7												

3. 地方拠点強化税制の「上乗せ適用措置」を受けるためには、「**雇用促進計画**」(雇用者を増やす目標等)を作成し、その達成状況につきハローワークの確認を受け、税務署に確定申告する、といった手続きが必要となる。

当該雇用促進計画の様式については、労働施策総合推進法施行規則附則第8条に規定しているため、令和8年度税制改正を踏まえ、適用期限を延長し、雇用促進計画の様式を変更する。(令和8年4月1日施行予定)